国立大学法人福島大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人福島大学（以下「本学」という。）は、施設等の整備・有効利用及び本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、「国立大学法人福島大学ネーミングライツ事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本事業の趣旨にご賛同いただける法人、法人以外の団体若しくは法人等により構成された団体又は個人（以下「事業者等」という。）を本学の保有施設等のネーミングライツ・パートナーとして、以下のとおり募集します。

１．対象施設等

別表１「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧（①大学提案型）」及び別表２「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧（②事業者提案型）」に定める施設。ただし、寄附や募金によって設置された施設等（理工募金記念棟、食農学類研究棟、信陵公園等）、附属学校園、共通講義棟内の各教室パネル（室名サイン）は対象外とします。

２．募集の概要について

（１）契約の条件

① 契約期間：原則３年以上５年以下（更新可）

② ネーミングライツ料（年間契約額。消費税等相当額は別途）

（２）応募資格

ガイドラインに定めた者とします。

（３）愛称等の設定

① 愛称等はガイドラインに基づき本学で審議の上、最終決定します。愛称等の変更を求める場合があります。

② 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの契約期間中の愛称等変更はできません。

（４）ネーミングライツ・パートナーの特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。（詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

① 対象施設等の外壁にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設の構造等により設置できない場合や一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議が必要です。

② 本学は、ホームページ等を通じて、ネーミングライツ・パートナーを紹介し、愛称等の普及と定着に努めます。ただし、パンフレット等の印刷物は、愛称等使用開始後に作成するものを対象とします。

③ 取扱商品のデモンストレーションとしての設置が可能です。ただし、設置を希望する場合は設置スペースについて協議し、本学が認めた場合に限ります。

④ ネーミングライツ・パートナーは、本学とネーミングライツ・パートナー契約を締結したことをＰＲすることができます。

⑤　その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

（５）ネーミングライツ料及び愛称等の表示等に伴う費用の負担等について

①　ネーミングライツ料は、別表１に示す本学が希望する額以上（消費税等相当額は別途）とします。別表２については、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、決定します。

②　サイン等の設置、維持、変更及び契約期間満了後または契約の解除に伴う原状回復に係る費用は全てネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

③　サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合、対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、すべてネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

④　契約締結後の本学ホームページへの掲載等については、本学の負担で行います。

（６）応募締切及び提出方法

令和９年１月２９日（金）必着

受付は、持参又は郵送にて受付を行うこととします。持参の場合の受付時間は、土、日・祝日及び本学が定める休日を除く午前９時から午後５時までとします。

なお、上記期日までに応募者がいない場合は、その後は随時受付とし、その場合の締切はそれぞれの施設等において最初の応募者を受け付けた日の翌週金曜日をもって、当該施設等の受付は終了とします。

（７）応募時の提出書類

①　ネーミングライツ・パートナー申請書(別紙様式１)(応募者全員提出)

②　ネーミングライツ・パートナーになることを希望する事業者等に係る以下の書類等

［法人、団体の場合］

・法人等の概要を記載した書類
・定款、寄附行為その他これに類する書類
・法人の登記事項証明書(発行３ヶ月以内のもの)
・直近３事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
・国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

［個人の場合］

・住民票の写し(発行３ヶ月以内のもの)
・国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

（８）選定方法

選定にあたっては、次の選定項目をもとに、本学の委員会において、資格要件、選定基準、愛称その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断します。

なお、応募者が１件のみの場合であっても、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかを判断します。また、いずれの応募についても不採用とする場合があります。

(参考)資格要件及び選定基準

選定項目		要件・基準等
資格要件	資　格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
選定基準	愛称（デザインを含む）	・学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・愛称は施設等にふさわしいものとなっているかどうか
	応募の趣旨	・事業の趣旨にかなっているか
	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど、高評価とする。
	契約期間	・愛称として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。（更新含む）
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

（９）選定結果の通知

選定結果は、応募者に令和９年３月３１日（水）までに、通知します。なお、随時受付となった場合は、改めてホームページ上でお知らせします。

３．契約の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナー候補者と協議の上、ネーミングライツに関する契約を締結します。なお、契約締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナー名及び契約期間等を公表します。

４．ネーミングライツ料の納入について

ネーミングライツ料は、初年度は契約から３０日以内、翌年度からは５月末日までに１年分を一括でお支払いいただきます。なお、初年度は契約日の翌月末までを準備期間とし、それ以降を月割で計算した金額を請求させていただきます。準備期間を超えてサイン等の設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料等の契約内容は変更しません。

５．契約の解除及びネーミングライツの取り消しについて

ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の設定の継続が困難な場合は、希望する契約解除日の１ヶ月前までに契約の解除を申し出てください。

また、以下のいずれかに該当するときは、本学は契約期間満了を待たずにネーミングライツ・パートナーの合意を得ることなく契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は返還しません。

（１）指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき

（２）ネーミングライツ・パートナーが、法令及び本学規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき

（３）ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
（４）ネーミングライツ・パートナーの都合により、愛称等の継続が困難となり契約解除の申出があったとき
（５）その他本学がネーミングライツの決定を取り消すことを必要と認めたとき

６．その他留意事項
（１）申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
（２）提出された書類は、返還しません。
（３）提出された書類は、必要に応じ複写します。
（４）提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

７．現地視察等
現地視察等を希望する場合は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

８．申請書等の提出先及び問合せ先
福島大学総務課広報･渉外室
〒９６０－１２９６　福島県福島市金谷川１番地
電　話　　０２４－５４８－５１９０
E-mail　　kouho@adb.fukushima-u.ac.jp

別表１

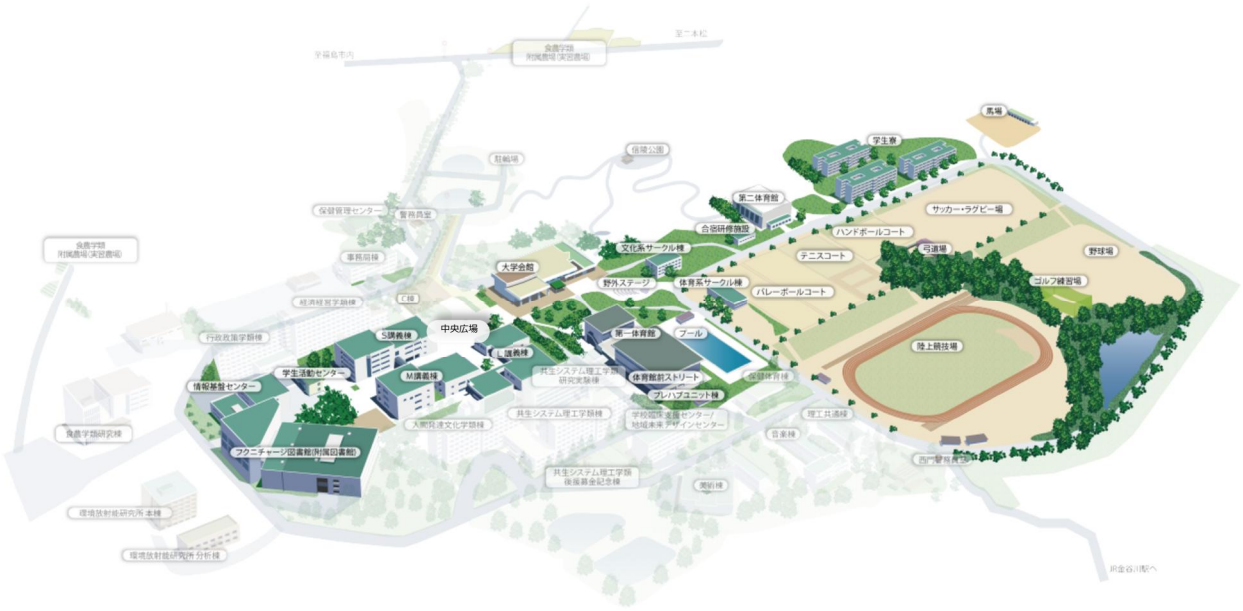
ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧（①大学提案型）

建物名	面積 （㎡）	施設の特徴	希望価格 （目安額） ※税別	契約 状況
Ｓ講義棟	4,360	正課の授業に利用。講義室は全部で 20 室あり、総席数は 1,538。100 人未満の小規模講義室で構成されている。授業以外は学生・教職員の打合せに用いたり、学外者への貸出も行う等、年間通して稼働率が高い。（サインの設置場所は、「福島大学」が表示されている壁面は対象外とし、M講義棟側及び情報基盤センター側の外壁のみとする）	300 万円～ ／年	―
M講義棟	1,796	正課の授業に利用。講義室は全部で 10 室あり、総席数は 1,446。150 人前後の中規模講義室で構成されている。	300 万円～ ／年	―
Ｌ講義棟	2,580	正課の授業に利用。講義室は全部で 4 室あり、総席数は 1,112。250 人超の大規模講義室で構成されている。	300 万円～ ／年	―
第１ 体育館	2,652	正課の授業や部活動に利用。アリーナの他、柔道場・剣道場・体操場がある。	300 万円～ ／年	―
情報基盤 センター	2,204	本学の情報基盤教育とデジタル化の推進の拠点となる施設。演習室・研究室もあり、正課の授業でも利用。	100 万円～ ／年	―
図書館	10,638	学生・教職員のほか、学外者も利用可能。約 100 万冊の蔵書や多数の電子資料などを提供する本学の学術拠点の一つ。	―	契約中 （5 年間／ R5.4- R10.3）
第２ 体育館	1,126	正課の授業や部活動に利用。	100 万円～ ／年	―
大学 会館	3,184	食堂（２店舗）および売店があり、学生・教職員が幅広く利用。この他、学生が利用できる集会室や、学生相談のカウンセリングルームがある。	200 万円～ ／年	―
国際交流 会館 （舟場町）	1,412	本学の外国人留学生・研究者のための居住施設で、38 室の単身室（12 ㎡）をはじめ、多目的ルームや談話室等で構成されており、国際交流の拠点としての活用を目的としている。	200 万円～ ／年	―

別表２

ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧（②事業者提案型）

キャンパスマップ（下図）の対象施設（濃色表示）。ただし、「①大学提案型」対象施設及び寄附や募金によって設置された施設等（理工募金記念棟、食農学類研究棟、信陵公園等）、附属学校園、共通講義棟内の各教室パネル（室名サイン）、プールを除く。



別紙様式１（国立大学法人福島大学ネーミングライツ事業取扱要項第８条第２項関係）

福島大学ネーミングライツ・パートナー申請書

福島大学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望しますので、下記のとおり申請いたします。なお、この申請書については、事実と相違ないことを誓約します。

年　　月　　日

国立大学法人福島大学長　様

住所 称号又は名称 代表者等名	〒
担当者の所属、 職名、氏名	
電話番号	
E-mail	
応募の趣旨	
施設等名	
愛称の案	
希望ネーミング ライツ料	円／年（税別）
希望契約期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
その他希望事項	

※サイン等のデザイン（案）を添付してください。

別紙様式２（国立大学法人福島大学ネーミングライツ事業取扱要項第１０条第３項関係）

年　　月　　日

殿

国立大学法人福島大学長

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったネーミングライツ事業について、次のとおり採用とすることを決定しましたので、通知します。

施設等名	
愛称	
ネーミングライツ付与期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
ネーミングライツ料	年額（　年間）　　円（税別）

別紙様式３（国立大学法人福島大学ネーミングライツ事業取扱要項第１０条第３項関係）

年　　月　　日

殿

国立大学法人福島大学長

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、通知します。

施設等名	
不採用理由	

ネーミングライツに関する契約書（案）

国立大学法人福島大学（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設又はその他財産（以下、「対象財産」という。）に企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、愛称等（以下、総称して「愛称等」という。）を付与することができる権利等（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、次条以下に定めるネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツ）

第２条　甲は乙に対し、本契約に定めるところにより、甲が所有する対象財産に、愛称等を付与することができる権利を認める。

（ネーミングライツの愛称）

第３条　本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の財産を対象とするものとする。

対象財産名：○○○○○

（所在地：福島市○○○○○）

２　対象財産の名称に関して付与する愛称（以下、「愛称」という。）は、次のとおりとする。

日本語表記　　「　○○○○○　」

英文表記　　「　○○○○○　」

３　甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称を使用し、当該愛称の定着に最大限努力するものとする。

４　本契約の有効期間中において、乙は、原則として本契約における愛称等を変更することができない。

（契約の有効期間及び愛称等の使用期間）

第４条　本契約の有効期間及び愛称等の使用期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合は、愛称等の使用についても同時に終了する。

（愛称等のサイン、看板等の設置）

第５条　甲は、甲が設置した対象財産及び本学構内の名称表示サイン（以下「サイン」という。）、看板等について、乙が愛称等を表示するものに変更することを了承する。
２　前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、対象財産及び本学構内に新たにサイン、看板等を設置することができる。
３　前２項に定めるサイン、看板等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
４　第１項及び第２項に定めるサイン、看板等の変更及び設置は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
５　第１項及び第２項に定めるサイン、看板等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（愛称等のサイン、看板等の管理）
第６条　愛称等のサイン、看板等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、愛称等のサイン、看板等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙の負担とする。

（その他の特典、付帯条件等）
第７条　甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。
（１）　甲は、本学の広報紙やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努力する。
（２）　乙は、対象財産のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体やその他の媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。
（３）　前号の場合、甲は乙に対し、愛称等並びに対象財産の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。
ただし、乙は対象財産の動画または静止画を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。
（４）　前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。
２　前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡や転貸等はできない。

（ネーミングライツ料）
第８条　本契約に基づくネーミングライツ料は、第４条に定める本契約の有効期間の始期から１年を単位とし、年〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。
２　乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限（原則として、当該年度の５月末）までに納付しなければならない。ただし、本契約初年度分については、契約締結時期により別に定める。

３　乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、乙は甲に対し、指定された納入期限の翌日から収納した日までの期間の日数及びその未納額に応じ、法定利率の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第９条　乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の期間満了及び更新）

第１０条　乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の期間満了の６ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

２　前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。

３　第１項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は第４条第１項に定める期間の末日をもって終了する。

４　前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第４条第１項に定める期間の末日までに、サイン、看板等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。

５　前項のサイン、看板等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン、看板等を撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第１１条　甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第４条第１項に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

（２）　正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

（３）　本契約に定める条項に違反したとき。

（４）　乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

（５）　乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。

（６）　乙の事情等により愛称等の維持が困難となったとき。

（７）　甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。

（８）　災害により、愛称等の維持が困難となったとき。

２　乙が前項第６号により、本契約を解除するときは、１ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

３　前２項に定める契約解除が行われた場合のサイン、看板等の撤去については、前条第４項及び第５項の規定を準用する。

（ネーミングライツ料の返還）

第１２条　前条第１項第１号から第３号の規定に基づく甲の申し入れにより、契約が解除された場合及び同条第１項第４号から第６号の規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

２　前条第１項第１号から第３号の規定に基づく乙の申し入れにより、契約が解除された場合及び同条第１項第７号により契約が終了した場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

３　前条第１項第８号に基づき、本契約を解除した場合、ネーミングライツ料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

（契約の変更）

第１３条　甲及び乙は、第４条第１項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

２　甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

（知的財産権）

第１４条　乙が、本契約における愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを対象財産の使用または甲の通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

２ 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

３ 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

４ 愛称等のサイン、看板等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

５ 前２項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

（損害賠償）

第１５条　甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第１６条　甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下、「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

（管轄裁判所）

第１７条　本契約に関する訴えについては、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等に関する協議）

第１８条　本契約の内容に関し、契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　福島県福島市金谷川１番地
国立大学法人福島大学
学　長

乙　〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇